

法令順守に伴う個人情報の共同利用について

関連法令：個人情報保護法、建設業法、雇用改善法、労働安全衛生法等

平成 29年 5月 26日
栗原工業株式会社

1、目的

当社は、建設業に関係する法令に基づき、請負体制の中で必要な情報を提供しております。その取扱う情報の中に従業員並びに関係する協力会社の個人情報があります。その情報は法令で求められている情報であり、要求者及び提出先以外への提供、開示、漏洩はありません。

また、昨今の電子化に伴いインターネット上で企業情報やその従業員の個人情報が登録されています。また、その情報は発注者から元請並びに、以下に登録する会社において閲覧できる(各請負層及び、元請の管理担当者により閲覧管理)状態にあります。

個人情報保護法の改訂に伴い、各受注階層毎で法令を順守し、必要以上に個人情報が漏えいすることないように管理され、法令順守を目的に、共同利用されています。

そのため、法が要求する以上の情報を提供、開示、漏洩せず、求められる情報を各請負層毎において共同利用していることを、情報元である個人が容易に知りえる状態であることを示す。
※ 各請負層とは、直近上位の発注者から、最上位の元請までと下位の登録請負会社をいう。

2、共同利用する項目・情報

(現場で働く作業員の緊急事態に対応するための必要な情報)

全国建設業統一様式(以下、全建統一様式と表現) 第5号の内容(第5号別紙を含む)
氏名、職種、当該作業の役割・役職、雇入年月日、経験年数、生年月日、年齢、現住所
家族連絡先、電話番号、直近の定期健康診断の受診日、血圧、血液型、特殊健康診断受診日
特殊健康診断の種類、取得資格免許、社会保険番号、所属(雇用)する会社

(通勤災害時の対応に必要な情報)

同上参考様式 第8号(工事・通勤用車両届)
この通勤用の届出において、運転者の運転免許の番号、通勤ルート、マイカーであれば車種、型式、車検有効期間、保険の内容など
当社独自の様式による

(定期健康診断の受診が義務化されているため、受診の有無を確認)

定期健康診断受診報告書
雇用する会社毎に健康診断の受診日の報告を受ける

(個々の健康状態を確認した上で、適正配置を行うため確認)

高齢者終了報告書
60歳以上の作業員を使用することの報告を受け、個々の健康状態に合わせ作業毎で配置を検討する材料とする。
※ この時、私病など治療中の病気なども表記され、現場の安全衛生管理に使用する。

3、共同利用する範囲

当社へ発注する直近上位の発注者から元請まで、および下位登録請負会社で使用される。

4、建設サイトにおいてオンラインでの情報共同利用について

元請からの要求により、建設サイトを使用する場合、個人情報がインターネット上で使用される。(最近までは全建統一様式による紙で共同利用されていたが、建設サイトへと移行している)

建設サイトの使用を求める理由

- 一度登録すれば全国で使用でき、毎回現場毎に白紙に記入する必要がなく省力化される。期限管理が必要なものは、更新を知ることができる。
- 今まで全建統一様式による紙で作成(一般的に安全書類と呼ばれる)されていたが、書類作成修正・変更が容易で、業務が省力化される。

主に取扱われる建設サイト

- (株)MCデータプラス 建設業向けASPサービス「建設サイトシリーズ」
- 竹中工務店 WIZDOM

以上